

流山市地域福祉計画(案)パブリックコメント意見

NO	項目	条項・該当箇所	ご意見等
1	2-1	情報提供体制の充実	(1)地域支え合いシステム「友達ネット」の普及のステップとして、「友達ネット講演会」を定期的開催いたします。当面は数カ月に1回の予定ですが、実績を見て見直しをします。そこでこの講演会を流山市との共催、若しくは流山市後援という形態で行いたくご検討をお願い致します。 (2)具体的に講演日、講演内容などが決まり広報活動に入った時、流山市の行事扱いにて「広報ながれやま」に掲載して戴きたくお願い致します。
2	1-1	27ページ第4章第1節(2)	福祉教育の推進について 各福祉会館を利用して、福祉に関する講座や研修会を開催し、住民の意識向上が図れるよう、福祉会館の業務の一つに加えたらよい。
3	4-1 4-2	基本目標4の展開	各地域には、班がありその班の代表が自治会に参画しています。毎月1回以上その地域の運営について集会で話し合いが実施されており、安全・安心なまちづくりに関心がある筈です。これを有効活用すれば課題を解決できます。 例えば、一人暮らしの老人を各班の代表はどこの誰かわかっていて、気になっています。市役所が自治会の代表と会議を持ち一緒に対策を練れば良案が出る筈です。 今日も元気なら玄関前に赤旗を掲げてもらうとか。
4	4-2	基本目標4の展開について	誰が？ いつ？ どこで？ 何をやっているのか？一般市民はほとんど知らない。この現状に対し特に高齢者、子供向けに分かりやすく情報開示してほしい。そして①行政のやること ②市民のやることを明快に提案してください。 流山市民憲章には「老人や子供を大切に、夢と希望に満ちたまちをつくる」とうたっていますが、本当にそうになっているのか？再考して再構築されたい。
5			子どもが道路で遊ぶとうるさいと言い、夜は早くから門燈も消し貝のように引きこもる。こんな家が私の近くでも多くなりました。挨拶もない何をしている人？努力をしてくれている人もいるのですがつながりをきらう人もいます。
6		地域福祉計画の担い手について	福祉に向ける予算は、国も地方も減ることはあっても増えることは考えられません。このことを市民に納得してもらいこれからの福祉活動は地域のひとりひとりが担い手として行政の応援をしなければならぬことを粘り強く説明し、ボランティアの担い手を育てることが肝要と考えます。前期高齢者はまだまだ元気です。社会に対する貢献意識もあるはず。ただし、年金に対する将来の不安から100の持ち出しのボランティアでは長続きしません。交通費や弁当程度は考慮すべきだと思います。65歳から75歳の年代の世代を育成してはと思います。中心は市役所OBの方々が最もふさわしいと思います。一般の前期高齢者は気持はあっても動き方がわからないと思います。
7			一般市民は、まだまだ、地域コミュニティの組織や実施内容を理解していないのが現状！ ①福祉というと老人や子供だけを対象に展開するが、若年層に対する組織づくりも重要と思われます。(将来の担い手として) ②速やかな情報開示と実行力を希望します。
8) 9			ゆりかごからハカ場まで人はどう生きるのか(生涯教育)自己理解、自己指導、自己実現のプロセスをどこでどうおさえて行くか。学校教育(自己理解、自己指導)、ゆうゆう大学(自己実現)、小・中・高 キャリアエデケーション 1 個性豊かな生活を総まとめとしてマイスター的存在で社会奉仕させる人 間を育成、発掘すること(専門性の発掘) 2 認知症etc老化防止・遅延化(歌、詩吟、書道、絵画etc、スポーツ、植物) 3 老人会、ゆうゆう大学の普及、宣伝により、多数参加発展 流山福祉計画は実態把握将来展望まで調査され立派です。

10	P. 2		「社会福祉法」より に 社会福祉法第1条も追加すべきである。ここに「地域福祉」の定義があるから。
11		2. 平成19年3月の地域福祉計画(以下、第一期計画という。)の反省、見直し、現状課題の抽出が	第一期計画の総括とそれを受けての見直し事項が読み取れない。
12	P4		「地区レベルで地域福祉を推進する」という地域福祉の前提となる考え方の浸透にはなお時間を要するとなっているが、これこそが重要な問題点であり、今回の計画で補強すべき課題と思うが、地区レベルという意識づけが第4章の施策の展開にははっきり書かれなと思う。
13		地区社協への言及	前の2項目で述べたことは地区社協の位置づけにも関わり、P. 39の社会福祉協議会との連携において、地区では、地区社協が主体的に地域福祉を推進するなどの文言を加えたらどうか？
14	P17		第1期計画の総括の代わりというか、P.17に地域での課題が列挙されているが、単なる状況説明に終わっているものも見られ、課題としての文言に統一すべきではないか？ 又、地区によっては高齢化に伴う課題の優先順位が高く、一方でおたかの森駅周辺地区は、子育てなどが高くなる。従って地区によって優先順位は異なるとか、地区によって優先順位づけして取り組むことが重要とか、一行入れておくべきではないか？
15		地域福祉計画の基本骨格について	特徴として、残余性、包括性、住民参加と言われている。住民参加は次項で触れているので省略するが、「地域で暮らす」という横割りの視点で、高齢者、障がい者、児童などの対象者別、分野別の既存の縦割計画が扱ってこなかったものを扱う(残余性)と同時に統合化、総合的な視点(包括性)から策定するのが良いのではないか。他市の事例の基本目標、人と人とのつながりがあるまち、一人ひとりが主役になれるまちなど、「まち」をキーワードにした作り方のほうがわかりやすかったのではないかと？社会福祉法第107条に則る作り方を否定するものではないが、ただ、第1期計画の方が全体像を見えるというかわかりやすい。今回の計画は、環境整備の面が多く網羅性に欠けている印象がある。
16		計画策定における住民参加について	社会福祉法第107条によれば、地域福祉計画は策定の法的義務はないものの、策定する場合、住民参加が法的な要件とされている。コミュニティミーティングなどを活用すれば、計画段階においても、地域住民の地域福祉に対する当事者意識がより醸成され、かつコミュニティづくりにも役立つのではないかと？次回は留意して欲しい。今後、地域福祉活動計画が社会福祉協議会により策定されるものと思うが、社協の既存の組織関係だけで作るのではなく、公募市民をいれた住民参加により幅広い目で策定に当たって欲しい。
17		計画への具体的な施策の織り込み	地域福祉計画は、理念方針を表すものとされている。ということからは、具体的な施策が織り込まれないということかもしれない。 第1期計画の方が具体的な施策が入り読んでいて分かりやすかった。一方で網羅的過ぎた印象もあるが、具体的なものが入ったほうがわかりやすいが、具体的なものは地域福祉活動計画として流山市社会福祉協議会が策定するのか？その場合行政の具体的な施策まで策定できるかは疑問。行政の施策を附属資料として添付できないか？今回間に合わないのであれば、地域福祉活動計画と同時期に行政としての具体的な施策を公表すべきである。 ものの本によれば、地域福祉計画は地域福祉活動計画と一体で作るものとされており、その方が地域福祉計画自体も理解しやすい。今回の課題にさせていただきたい。
18		総合計画後期基本計画との整合性を、地区福祉の観点から	おおむね、地域福祉計画と整合性はとれているが、一部書かれていないか、表現が弱いとみられる事項があるとみられる。地域の子育て支援の拠点づくりの推進、地域福祉センター(ケアセンター)の維持管理の推進、相互福祉の推進(赤十字奉仕団活動)

19		厚生労働省の示している地域福祉計画に盛り込むべき事項との整合性がとれない。	流山市として、地域福祉の全体像が今一つわからない。網羅されているのかどうか？ いくつか盛り込まれていないか、表現が薄いと思われる項目がある。それは以下である。 福祉サービス目標の提示、福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定、要支援者が必要なサービスを利用できるための仕組みの確立、民間の新規事業の開発やコーディネート機能、要援護者の把握について、要援護者情報の共有化について、緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくりについて
20		小さな単位での日頃の交流促進	P.11第2層(日常的に顔の見える範囲)でつながりをもっと強化する施策を打ち出せないか？江戸時代等の五人組のように施策で上から指導するのではなく、自然発生的なものが望ましいのは言うまでもないが、気軽に集える場づくり(井戸端会議的)について地区社協や自治会が環境づくりや動機付けができないか？このことにより日頃の助け合いが生まれ地域福祉の強化になることを期待したい。大震災などの災害福祉の観点からも重要である。3日間は行政を頼りにできないと言われ、遠くの親戚より近くのお隣さんの理解を深める事が必要である。
21		市民への呼びかけ	自助、共助、公助を明確に打ち出し、市民の役割、取り組みが書かれていることは評価できる。第1期計画では、市民・団体・地域へ期待することとなっていたので改善されている。ただ、もっと簡潔明瞭でわかりやすく書いてほしい。修飾語多く押し付け的に感じる部分もある。例えば、P.26の一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高めることが必要です。→一人ひとりが福祉への理解と関心と理解を高める。地域での行事や福祉イベント等に積極的に参加する必要がある。→地域での行事や福祉イベント等に参加する。で良いのではないか？
22		自立と自律	P.1の下から15行目で使われているが、P.3でも自律の必要性を謳ってほしい。
23	P.30	福祉サービス事業従事者の質量改善	質に向上には、心の問題と技能の問題が重要であり、資質の向上の部分には、心、技能とも資質の向上を図ると明記するべきでは？技能の向上では有資格者の増大を数値的な目標にできないか？従事者の努力も重要であるが、事業者における研修制度の整備も謳いたい。
24	P.31	情報の提供について	もっぱら提供体制の充実が織り込まれているが、その前提としての情報の充実(質量ともに)はまだ課題としてある。出し手の目線の情報提供ではなく、受け手に有益な、地域に密着した情報などが求められている。
25	P.33	相談体制の充実	総合窓口の設置を今後の取り組み状況として、市と社会福祉協議会に望む。
26	P.35	権利擁護の推進	市民の取り組みに、権利擁護の制度を知る、を加える。
27	P.39	社会福祉協議会との連携	市民の取り組みに、会員になることを強制すべきではない。ただ単に、市社会福祉協議会の活動、事業内容に関心を持つ、で良いのでは。又、地域等の取り組みでは、地区社協の役割にも触れるべきでは？
28	P.40	協働の推進	ネットワークの構築の言葉含めて欲しい。P.20では明記されている。
29	P.43からP.46		地域福祉推進の母体として自治会が重要であるが、それだけに焦点を当てるのは若干違和感がある。P.38の民生委員、児童委員についても同様。地縁型の主体としては、老人クラブ、子ども会、また委員としてもいろいろあり、それぞれの強化は必要であるが、課題が複雑化している今日では、そのネットワーク化が重要である。この部分書き直しが無理であれば、P.45の地域の交流にネットワーク化、協働が大事なことを書いてほしい。P.46の地域等の取り組みで(地域)はわかりにくい。削除すべき。
30	P.50	物・心・情報のバリアフリー化	心のバリアフリー化はわかりにくい、解説が必要である。市民の取り組みに、バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を求めているが、実行の主体が書かれていない。市の取り組みに書くべきでは。地域等の取組みに、点字広報等を求めているが、市が率先して取り組むべきでは

31		住民参加	<p>地域福祉計画実行段階、進行管理に地域住民が関心を持ち、主体的に関っていく必要がある。住民参加の地域福祉計画の進行管理、計画推進のしつこさを本計画で謳うべきである。(厚生労働省の優良事例とされた静岡県長泉町、その他八戸市、一萩方市)</p> <p>体制・仕組みの他に、地域資源の活用、財源の問題にも触れて欲しい。</p> <p>地域資源を活用したコミュニティビジネスの展開が、持続可能な地域福祉活動につながるのではないだろうか？</p>
32		計画の評価について	<p>策定した計画は評価してより良いものにしていかなければならない。それには数量的な目標が必要である。P.13には、毎年度計画の実施状況の把握、点検、評価を行うとあるが具体性に欠ける。地域福祉計画自体が具体性に欠ける面もあるため具体的な数値目標を出しにくい。例えばボランティア数とかボランティア団体数の目標値は設定できるのではないかとP.15に登録ボランティア数が記載されているから可能ではないかと。又、地域福祉の主体者は地域住民であるから、評価に地域住民が参加できる仕組みを作り、P.13には評価を住民参加で行いながらと変えて欲しい。</p>
33		地域福祉計画の全市民共有	<p>計画は策定が目的ではない、PDCAのサイクルを回しながらより良い成果をあげていくのが重要である。この地域計画を全市民が共有して、着実に実行していくためには、この計画への理解を深める活動が重要である。社協はじめ各団体への説明は言うまでもないが、地区ごとの説明会や全市民にパンフレット配布も考えてもらいたい。鎌ヶ谷市などではわかりやすく解説したものを作成し公開している。広報ながれやまの特集号も考えられるが保存性という意味では疑問である。</p>
34		地域福祉計画の全市民共有	<p>注書きか、最後に用語集を付けていただきたい。知縁、志縁、パートナーシップ、市民と行政のまちづくりのための指針、DV、ケアマネジメント、バリアフリー化、流山市安心メール、心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン</p>

8	福祉サービスについて	<p>福祉会館の有料化⇒市民の人気取りにならぬよう！福祉はなんでも無料は考えるべき。昨今どの利用するにも、料金はかかるもの、施設維持費も必要であり、税金の使い方も平等であるべき。(利用者にも相応の負担をしていただく)</p>
---	------------	--